

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【3】」

2. 日時：令和5年7月14日（金） 16時15分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、北嶋推進官、星野室長補佐、高橋係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ 副長◎ 他10名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機設計及び工事の計画の認可申請（電線管内ケーブルの系統分離対策）に係る確認事項
- ・資料2 川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 電線管内ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請並びに原子炉施設保安規定変更認可申請について
- ・資料3 川内原子力発電所1号機及び2号機設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】
- ・資料4 玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれカラー2回原子力発電所34号木藤川内原子力発電所12号機の火災防護対策における系統分離対策。
0:00:12	の、施工認申請とあと保安規定変更認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:19	それでは九州電力の方から、前回のヒアリングを踏まえて事実関係を少し整理された結果が資料として出ていると思いますので、まず資料について説明をお願いしてもよろしいですか。
0:00:33	九州電力の原です。資料1のナンバー26の方から、
0:00:42	前回のコメントを受けて反映したところを
0:00:46	ご説明させていただきたいと思います。まずは、ナンバー26、
0:00:51	審査の理由について誤解を与えないように、記載を見直すことというふうにコメントをいただいております、こちら、資料の1、
0:01:02	地方のページの2番、1ポツはじめにの頭の吹き出しのところを修正させていただいております。具体的にはですね
0:01:14	系統分離対策を早期に行う。
0:01:18	蛍光分離改革を早期に行うということがわかるような記載に修正させていただきました。
0:01:25	一つ目の丸の2行目のところですね、施設。
0:01:29	不足した現場状態とするには法人院長期間を許せることから、早期に火災防護審査基準と同等の新系統分離対策を実施し、
0:01:40	現状を改善するために以上の設備対策を実施し、勉強会設備及びこれらに基づく、対策を実施するというふうな文書を追記させていただいております。
0:01:50	続きまして資料1のナンバー20、
0:01:54	7について、
0:01:58	政策法、すいません、火災防護審査基準を踏まえて、電気盤及び正常版は、火災防護対象機器とするのか、対象ケーブルと、
0:02:09	整理するのかというふうにコメントを受けております、今回、
0:02:14	資料2のスライド4番の方ですね
0:02:20	図の右側の制御盤括弧0のところに青字で、火災防護対象機器というふうに追記させていただいております。
0:02:30	今回の申請で、機械扱うのは
0:02:34	電線管に敷設された、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	火災防護対象機器に接続されるケーブルの系統分離対策でありまして、プルボックスや中継端子盤も電線管等には含まれます。し、
0:02:48	しかし電気盤や制御盤に関しては、火災防護対象機器でありまして、洗缶等の方には含まれません。また、同様に、ケーブルトレイも含まないという、
0:02:59	いうふうに回答させていただきます。
0:03:02	続きまして、資料 1 のナンバー28。
0:03:06	記載の見直しについて、
0:03:09	すいませんこちらのスライドの 6 ページの方なんですけれども、
0:03:16	コメントいただいていたのが、備考欄に書いている記載の見直しについてですね、記載内容に変更がない箇所は、記載の適正化であれば、変更前のほうに記載する必要があるというふうに、
0:03:31	コメントいただきました。
0:03:35	今回のこちら記載、今回変更後の方にこちらの文章をもともと書かせていただいておりますが、ご指摘の内容を最もだと思いますので、
0:03:46	今後、補正家さんにですね変更前の方に記載をさせていただきます。
0:03:54	続きまして資料の何、ナンバー1 の 20 は、29 についてですね、箱書き法的な基本方針と整合することが、
0:04:05	わかるように記載すること、また、治療成立や、格納容器のように、例外的な設計でないことがわかるように記載することと、
0:04:15	コメントをいただいております。こちら
0:04:19	スライドの 8 ページの方の記載で、
0:04:25	頭の文章 1 のですね 2 項目からの文章を、記載を修正させていただきます。木曾金へ、
0:04:34	基本設計方針のうち、(エ)
0:04:38	の部分は、火災防護審査基準に基づく系統分離対策により、対検討分離対策についての詳細設計でありまして、以降 6 は、設置許可の、
0:04:51	設計と整合しておりますこちらは既工認、
0:04:55	より変化はございません。
0:04:59	今回の基本設計方針に追記する波高というのは、a項 6 号の詳細設計として、より具体的に、系統分離対策を立てたものでありまして、
0:05:11	以降、6 号と同様に、
0:05:14	設置許可の設計と整合していると言えます。
0:05:21	そのため、また、中央制御室や原子炉格納容器とは異なり例外的な設計ではない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	ゆい回答になります。
0:05:33	続きまして資料ナンバー
0:05:36	1の方の、
0:05:37	30、
0:05:39	30について、現状の現場がどのように、系統分離ができていないのかの説明が必要だと。
0:05:47	色コウノ対策と異なり、波高の対策を行うことで、どのように改善するのか、早期の工事完了が可能になるのかという記載を充実するようにコメントを受けております。これにつきまして
0:06:01	資料2の方の、11ページのほうに図面を多く追加させていただいております。
0:06:07	こちら、
0:06:09	図面を左から現状と加工を適用した段階の工事の内容、色コウノ状態まで、
0:06:18	詰めたときの、工事の内容というのを平面図で書かせていただいております。
0:06:24	現状のものは、青と緑の点線間について系統分離がなされていない。
0:06:32	そうなのですが、確保の適用を行う場合は、
0:06:38	カッコいい括弧は、
0:06:40	(口)のそれぞれの、て系統分離対策を行うことで、
0:06:49	運用不(ハ)コウノ運用を含めた、
0:06:53	対策となりますので、工事の施工範囲が、旅行のものに比べて、少なくなります。このため、工事が早期に行う。
0:07:04	行うことができました、技術基準と同等の系統分離された状態に、早期に改善ができるということになります。
0:07:15	続きまして、資料ナンバー1-31、(キ)ます。シバNo. 1の30日以降の年間の自己紹介について考え方を整理すること。
0:07:26	ということで、資料ナンバー2の数13ページの方に、実測評価に関する記載を追記させていただいております。
0:07:36	こちら以前は難燃ケーブルと、毎日シールによる窒息消火というふうに
0:07:44	2種類の
0:07:46	方法で、自己消火する方を、
0:07:49	方針で書かせていただきましたが、今回、より確実な昇格手段として、実測償還の方を重視して、
0:08:01	対応することとしたい、方針を変更させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:08	続いて資料ナンバー1-32。
0:08:12	現場の実態に即した設計、各系統分離対策の優位優先順位がわかるように、
0:08:19	説明することということで、こちら資料ナンバー2のスライド。
0:08:24	14ページ、15ページの方。
0:08:28	に
0:08:30	(口)コウノ。
0:08:31	きっとペーパー債権との分離、
0:08:35	についての図面を書かせていただいておりますが、14ページの頭の文章の2個目ですね、系統分離対策は、鉄板及び、
0:08:45	離隔距離による分離を優先しまして、仮に、離隔距離が確保できない場所については、耐火材による固定化財源との分離を行うというふうに、
0:08:58	優先順位を記載させていただいて、こちらの分離を行うというふうにさせていただいております。続いて、資料ナンバー、
0:09:09	1-30、33について、保管と一時持ち込みの経費について記載することをコメントいただいております、そちら、資料ナンバー2の19ページ目、
0:09:21	保管、一時込み一時持ち込みについてそれぞれの四角の頭のところに定義を追加させていただいております。他については、担当は安全管理や、
0:09:33	品質管理等の観点から、日々の作業完了時に持ち出すことが困難であり、作業期間にわたって当該区域区画に掲げている人を置くことを保管としております。
0:09:46	続いて、一時持ち込みについては、
0:09:49	一時持ち込みとは、日比野作業中に限り、当該区域核に可燃性物質を持ち込むことと、
0:09:57	定義を書かせていただいております。
0:10:00	続きまして、
0:10:05	不要ナンバー1の質問、コメントに、
0:10:09	失礼しました、コメント34について、
0:10:13	一応、質問、30分に1、一時持ち込みについて、雰囲気FAROの有無に応じて、運用に差があるのか期待する評価方法の優先順位について整理することをコメントいただいております、
0:10:27	こちら同じく、
0:10:29	資料ナンバー2の19ページの方の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:34	イチジク持ち込みの文章の途中、
0:10:37	に文章を追加させていただいております。
0:10:44	火災が発生した場合も送金感知器、感知消火活動を行う運用とするの 後、また書きで、
0:10:53	電気はの消化槽、
0:10:55	装置の設置された区域区画においては、優先順位、優先度は低いもの の、全域ハロン消火装置による消火を期待する。
0:11:04	というふうに、
0:11:06	優先順位の方を記載させていただいております。
0:11:13	続いて、資料ナンバー1-35について、(ハ)コウノ来、各駅相当につい て具体的な対策を記載すること。
0:11:25	コメントをいただいております、こちら、資料ナンバー2の方の21ペー ジについて、括弧箱持込可燃性物質との分離のところで、
0:11:36	左側に隔壁という項目があるんですが、一時後込みの隔壁に該当する ものが、前回のヒアリング資料では、
0:11:47	すべてパーとさせておいていただいておりますが、今回、
0:11:53	ちい持ち込みの隔壁に相当するのは、作業者の安心が該当するという ことで、こちら作業者による監視というのを、書き加えさせていただ いております。
0:12:06	続いて、資料ナンバー1-36、
0:12:10	6メーターの範囲内外において、ハロン消火装置の移動または鉄道の 考え方がわかるように実施、実施することとコメントをいただい ております、
0:12:21	こちら、資料No. 2の方の22ページから24ページにかけて、
0:12:29	6メーター範囲内以外、わかるようにそれぞれ図を入れさせていただ いております。
0:12:39	こちらの図は、21ページの方の表とリンクしております、それぞれ(6) コウノ固定化再現との分離について、
0:12:48	自動車の自動車、あ、すみません全域ハロンの自動消火があるかと、 内郭。
0:12:56	さらに水平6メーター範囲内の額と含めた範囲外の価格で、それぞれ How消火装置に、
0:13:07	期待する範囲というのを、色で分けて記載させていただいております。
0:13:16	続きまして資料ナンバー1の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:20	37について、防護対象系列の選定の考えについて追記することという ことで、こちら、資料ナンバー2のスライド、サッカーで32ページの方、
0:13:38	前回のヒアリング資料で書かせていただいた内容から、この
0:13:43	三つの四角の内容というのをちょっと見直しをかけさせていただいてお ります。まず一つ目の四角については、
0:13:55	火災区域または区画の火災防護対象機器の設置状況及び、火災防護 対象ケーブルの敷設状態を確認する。
0:14:06	としております。二つ目の四角で、区域または区画で火災が発生し、
0:14:13	設置される電気の動的機能の喪失を想定します。
0:14:18	最後三つ目の四角で、当該区域または区画の原子炉の安全停止に必 要な機能に関わる、
0:14:28	等がすべて火災の影響を受ける場合、成功パスを少なくとも一つ確保 するために、
0:14:35	系統分離対策を実施する。
0:14:38	防護対象系列を選定するというふうに書かせていただいております。こ ちらの方を具体的な例で、さらに33ページの頭の文章で、
0:14:50	書かせていただいております、
0:14:53	ヒラノ例ですと、火災区域、Aの場合ですね、ほぼ崩壊部と機能①及び サポート機能、
0:15:01	の⑤⑥が、すべての成功パスが火災の影響を受けるという。
0:15:08	状況でして、少なくとも一つの成功パスを確保するために、各成功パス の中から、火災防護対象ケーブルの敷設状況や、現地の施工性等を考 慮しまして、
0:15:20	防護対象系列を選定します。この区域の場合は、
0:15:26	上記の校了時を踏まえ、B系の電動補助給水系統をB系の原子炉補 助、原子炉補機冷却水系等及び、
0:15:38	B系の間空調系、
0:15:40	等を防護対象として選定している例ベース。
0:15:45	選定した防護対象系列に対して、火災すいません、耐火隔壁等をして 設置しまして、田上沿いする系統。
0:15:55	を分離することで成功パスを一つ確保するという流れになります。
0:16:03	続いて、資料のナンバー1の38、固定化再現として想定する貧基盤に ついて、何Vの電気盤を想定するのか、追記することとコメントをいた だいております、
0:16:17	こちら、資料ナンバー2の36ページ目、最初の文章の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:24	2行目以降ですね、440V以上の電気回路は、電気エネルギーが大きいこと及び電気、電気盤火災に関する実証試験に、
0:16:35	の後に獲られた、高エネルギーアーク損傷に関わる知見を考慮しまして、440V以上の電気盤は固定化再現の対象とするというふうに、
0:16:45	ボルト数を明記させていただいております。
0:16:50	続いて資料ナンバー1の39について、
0:16:55	電気盤の電気事故、
0:16:59	模擬試験の検査の試験条件を確認し、試験結果と因果関係がわかる記載とすることとなっております、
0:17:08	こちら、同じく資料ナンバー
0:17:11	2の36ページなんですけど、すみません四角の中に、以前書かせていただいていた記載が、30分加熱、10秒後に停止のような、
0:17:23	ちょっとぶつ切りの文章になっていたところを、一連の文章で、どういった条件で試験を行いどういった結果になったのかというのを、改めて一つの文として、
0:17:35	在沖追加させていただいております。
0:17:40	続きまして資料No.1-30、明日、すみません40につきまして、やむを得ず可燃物を保管する際の内容を充実化することをコメントを受けておりまして、
0:17:52	こちら、資料ナンバー2の、
0:17:56	38ページ、
0:17:59	上の方にある文書のうちの、
0:18:02	三つ目の丸のところにヤマウラオカをする場合は、
0:18:07	可燃性物質は、
0:18:09	適正は
0:18:10	箱等の筐体に収納するか、理念シートにより用事をするという文章を追加させていただいております。
0:18:19	ちょうどしていた各コメントに対する修正内容は以上になります。
0:18:30	ニシウチです。
0:18:34	まず、ちょっとコメントの内容。
0:18:36	コメントの回答と、あとは概要説明資料を頭からちょっと流しながら確認を進めていきたいと思っておりますけども、一通り私の方から流れで確認をしていくので関連する事項で確認したい事項は規制庁側のメンバーであれば適宜差し込んでいただければと思います。
0:18:55	まずうコメントNo. 26、2ページ目のところからですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	申請理由の充実化っていうところで内容は理解できますと、
0:19:10	あれですかね期 2 行目で書いてる期工事計画に即した現場状態とするには工事に長期間を有するっていうそのまま理由は、
0:19:20	またこれ一応後ろの方で説明はしているっていうそういうことだと思うので、ここで確かに具体的な内容を説明する等、
0:19:28	ここでそもそも申請内容を説明しないといけないので、ちょっと、
0:19:32	こちらの方でっていうことですかね。うん。
0:19:35	わかりました。はい。
0:19:42	4 ページ目ですかね次は、
0:19:51	4 ページ目も割と明確になったかなと思うので私の方から特段、現状はない確認点はないです。
0:20:00	6 ページ目の話は、これはあれですねその規制へ。
0:20:07	6 ページ目の話コメントNo. 27 番の話はこれ単純に申請書上のお作法的な話。
0:20:13	なので、内容も特に私の方から追加で確認ではないですと。
0:20:20	で、許可整合ですかね。8 ページ目ちょっと7 ページ目の話はちょっとまた後で確認しますけど8 ページ目許可整合の話なんですけど、
0:20:33	ちょっとやっぱりよくわかんないところがあってですね、一番最後に文章で書いてもらってるところなんですけど3 段落目、
0:20:42	今回基本設計方針に追加する高は、功労コウノ詳細設計としてより具体化した系統分離対策っていうのがちょっとこれが意味わからなくてですね。
0:20:52	なんで施工 2 の中でさらに具体化した詳細設計ってのが出てくるんでしたっけ。功労コウノって書く必要あるんでしたっけ。
0:21:06	要は施工人のさらに詳細設計をやってるってそういうことを言いたいんですか。違いますよね多分認識は。
0:21:14	はい。九州電力の原です。すいません
0:21:18	ご指摘の通り、
0:21:21	設工認のさらに詳細を、
0:21:23	やっているというところちょっと語弊がありましてご指摘の通り基本方針に関する詳細設計として、設工認の
0:21:33	本に追加するというのが、主の。
0:21:39	主張したいところでした、すいません。現在の書き方が、
0:21:43	ちょっと
0:21:45	誤解を招く。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:46	書き方となっておりますので、
0:21:51	旅行の詳細設計としてというふうな、ちょっとこの文章のところの表現を書きかえたいと思います。
0:22:01	はい規制庁西内です。衛藤。
0:22:05	そうですねあと最初にちょっと全体的なこと話しておきますけど、
0:22:10	一応もう重々理解ご理解いただいていると思います思いますけど、ヒアリングはあくまで事実確認だけなので、
0:22:16	今の話も全部指摘をしたというわけではなくて、単純に認識を確認しただけだと思っていて、
0:22:25	そういった意味ではちょっと趣旨の表現ぶりはちょっとご留意をいただければと思います。
0:22:30	まず、全体的なところですけどよろしいですかね。あくまでここでは認識お互いの認識の確認しかしないというそういう理解ですけども。
0:22:37	それは認識されてますよね。
0:22:41	はい。九州電力田原です。はい。
0:22:44	承知しましたありがとうございます。
0:22:47	はい。その上でちょっと改めてもう1回認識を確認したいんですけど、結局この箱は、この許可申請書の本文のどこと整合しているっていう、
0:22:58	説明をされたいっていうふうに思い、理解すればいいんですけど。
0:23:07	はい箱については、すいません青書きにさせていただいている基本方針。
0:23:13	の、その系統分離対策。
0:23:15	に関する全般の記載。
0:23:18	について
0:23:22	より具体化すかした設計として、設工認法に書かせていただいていると考えております。はい。規制庁西内ですわかりました。で、
0:23:32	そこでちょっともう1点確認なんですけど、さてその認識であればやっぱり3段落目の文章がちょっと説明された内容と何か文章が何かマッチしてないのかなという気がする、
0:23:44	皆さんあれば適切に直してもらえればと思いますと。
0:23:48	ほんで、その上で、もう1点なんですけど、
0:23:51	こないだちょっとヒアリングの中でも話したとは思いますがね。
0:23:57	基本方針はこれいわゆる火災防護審査基準のに書いてる内容じゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:03	今回それと同等水準書をそれを詳細設計するにあたって同等水準の別の設計っていうものを考えて今回施工に出てきたっていうことだと理解をしてるんですけど。
0:24:15	そういう意味で火災防護審査基準通りじゃない。
0:24:19	それと同等水準の、いわゆる別の設計っていうのは、許可の申請書本文のただし書きの方にも書いてますよね。
0:24:28	で、
0:24:29	なんで、じゃあ今回許可を変えてないんですけど、何で今回工認としてやろうとしてるんですけどっていうその理由をもう少しわかるように記載いただきたいんですけども。
0:24:46	要はこの許可制許可申請書本文も基本方針として書いてあって、
0:24:53	ただし書きとして、この基本方針と同等水準の設計を書いているわけですよ、その例外的な事項を、
0:25:01	まずその認識はよろしいですよ。
0:25:08	はい。ええ。
0:25:12	その部分のご認識の通りです。はい。規制庁西内ですそうすると、今回、同じように、この基本方針と同等水準の設計っていうものを今回は悪法としてやっているっていうことだと思うんですけど。
0:25:26	なんで施行人だけやるんですけど、要は何で許可を書いてないんですけどっていうその九州電力の考え方をしっかり確認したいんですけど。
0:25:49	聞こえてますか。
0:25:51	一番最近少々お待ちください。
0:26:11	はい
0:26:13	すいません九州電力の原です。
0:26:17	あくまで今回追加じゃ白鳳については、
0:26:22	基本方針の青が見込みされている、3時間の耐火能力や、6名、水平6メートル、一時の
0:26:32	パクリ等の、こちらの方の時系統分離に関する記載。
0:26:39	について、より具体的に種詳細な設計を書かせていただいているという認識でして、
0:26:49	ちょっと、
0:26:49	設置許可の方のただし書きのように、一応、中央制御溶媒や原子炉格納容器に関する記載とは、
0:27:00	打痕異なるため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	設置許可の本文の方に関しては、現状のままで、あくまで市設工認の段階での
0:27:15	コウノ追記というふうに認識しております。
0:27:19	はい。規制庁西内ですけど。
0:27:24	ちょっとやっぱり、私は現時点で理解できてないのでもう少し説明をちょっと整理事実関係を整理して説明いただきたいんですけどね。
0:27:31	今の話だと、
0:27:33	一応制御盤のところの許可の記載を読んで欲しいんですけど。
0:27:38	これも具体的な分離対策ですよ。
0:27:45	ご認識の通りです。
0:27:48	今回の話と何が違うんですって。
0:27:53	ていうのがよくわからなくて、何で今回は市施行になんだったところ、今のいわゆる系統分離の具体的な対策を立て系統病院のやり方を具体的に書くものなんだってことであれば、
0:28:05	中央制御盤なんかはまさにそうじゃないですか。Cvもそうなんですけど、
0:28:10	何で今回は施工にいるのかっていうところをもう少し明確に、事実関係を整理して欲しいんですけど。
0:28:15	九州電力としての考えを、
0:28:22	はい、はい承知しました改めてこちらの内容を整理してご回答したいと思います。
0:28:31	はい。
0:28:32	こちらに先行の審査状況と比べてみられてるんですよ。
0:28:40	はい
0:28:42	潜航分についても拝見させていただいております。
0:28:46	多分、
0:28:48	それと同じ理由なのかどうかわからないっていかそれが同じ理由かどうかかわからないので今確認してるんですけどね。先行の時には、それなりに書かれていたと思うので、
0:28:59	参考にしているのであればそれも1回見てもらうと。
0:29:04	どういうことなの、センコーがどう考えてるのか少なくともまだわかるのかなとは思いますが、
0:29:09	フクナガ九州電力として同じであれば同じということですし、違うのであればちゃんと違う考えを少しもう少し明確にして欲しいということですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:20	はい。九州燃料フクハラです。承知しました。
0:29:24	はい記載の充実化を図ります。
0:29:28	はい。よろしく申し上げます。
0:29:32	許可との整合性は今、以上ですかね。次の具体的な内容に入っていくんですけど、
0:29:40	まず 10 ページと 11 ページなんですけどね。
0:29:58	これあれですね九州電力としては 10 ページが先に来た方がわかりやすいってことですよね。
0:30:07	うん。
0:30:08	はい九州電力原です。記載については、はい。従来の色高に関する説明と、新しく
0:30:17	追加する箱に司会する、概要の説明として、10 ページが先に来た方がわかりやすいと今考えてこの順番にさせていただいております。
0:30:29	はい。規制庁ニシウチすぐありますと。
0:30:33	多分ちょっと、そういう意味ではここもう同じなのかもしれないですねさっきの話と、
0:30:41	一番ちょっと頭からちょっと整理したいんですけどすみませんがいっぱい 2 ページ目に戻ってもらってもいいですか。
0:30:50	2 ページ目の表中のポツのところの 3 行目なんですけどね。
0:30:57	火災防護審査基準と同等の系統分離対策、これ多分同等水準っていうことを言いたいと思ってるんですけど。
0:31:05	同じ系統分離対策じゃないですよ今回やろうとしてるのであくまで、
0:31:09	同等の水準の系統分離対策ですよまずここは。
0:31:13	はい、ご認識の通りで、すみませんこちら同等水準のと、文章の方を修正したと思います。はい。趣旨は理解できているので一応その細かい表現だけなんですけどね。
0:31:24	だから火災防護審査基準と同等水準を目サトウそうとしてるんですよ。
0:31:28	で、
0:31:30	さっきの 8 ページ目にもう 1 回戻ってもらって、
0:31:35	多分ここからだんだんずれていくんですけど、
0:31:39	以降 6 を、
0:31:40	と、同等水準は詳細設計みたいな感じになるんですよ。
0:31:48	多分ここからずれていく。
0:31:50	てな、いずれっていつちゃってるのかなっていう気がしていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:55	ただここはさっき言った通り、基本方針、許可の基本方針は火災防護審査基準に基づく対策なのでその基本方針と同等水準の、
0:32:04	設計ってということだとまず理解をしてるんですけど。
0:32:10	はい。ご認識の通り箱は、本人の意向 6 号と同等水準の、
0:32:16	系統分離対策。
0:32:18	という認識では、いやいや公認の移行露光と同等水準っていう表現がちょっと若干多分全体的にそれで誤解を招いてる気がしていて、
0:32:27	別に移行露光と同等水準。
0:32:33	そっか、移行露光と同等水準を達成したいんですけどそっから基本設計方針そう書いてるのか。
0:32:45	あそこ総会や、一応基本設計方針でそうやって書いてるのか。
0:32:49	だから火災防護審査基準を記載している以降 6 項、
0:32:55	同等水準のっていう言い方になるわけですね。
0:33:02	そっかそんな理解できました。
0:33:07	だカラーすみませんねちょっとごっちゃになっちゃいましたけど 8 ページ目の基本ホース許可整合の話は、
0:33:13	少なくともこれ許可整合としての説明なので、航路コートの話という話ではなくて許可との、
0:33:20	の整合でうたってもらえれば結構ですと、で、
0:33:24	10 ページ目は、いやちょっと若干そういう意味で 1 頭がごっちゃんなっちゃったんですけど、
0:33:28	移行露光と同等水準を歌いたいんですけどっていうと、
0:33:32	ここの一応、10 ページ目の左側の方にも一応書いてますけど、火災防護審査基準による系統分離対策である、高炉工と同等水準の系統分離対策を今回達成しようとしているっていうことを説明したいパワーポイントだっと思えばいいんですよ。
0:33:48	はい。はいに関しましては、ご認識の通りです。はい。規制庁西内です。理解できました。ありがとうございます。
0:33:57	隔壁。
0:34:10	で、
0:34:11	ちょっとこれは後との整合性なんですけどね。
0:34:16	10 ページ目の、この保管と一目持ち込みの隔壁の欄なんですけど、
0:34:23	ここの考え方って、後ろのページで言うと、21 ページですか。
0:34:33	21 ページのこの隔壁欄で監視とか、そういったものを入れてらっしゃると思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:40	それとは何か今マッチしてない気がするんですけどこれは修正漏れですかね。
0:34:46	修正漏れじゃなくて何か私の読み方が間違えてます。
0:34:50	いえ、すみません、10ページの(ハ)項の一時持ち込みの隔壁のところ が今バーになっているのは、申し訳ございません修正漏れ、こちらに は、作業員による監視が該当します。
0:35:04	はい。規制庁西内です。わかりました。ちょっとここ、意味合いをもう少し、
0:35:11	確認しておきたいんですけど。
0:35:18	意味合いとしては、須田アノそ一時持ち込みの方は作業員による監視、
0:35:23	他の方でいうと、
0:35:29	保管の禁止。
0:35:35	ちょっと待ってくださいね。
0:35:38	ごめんなさいちょっと若干迷子になっちゃった先に確認します。すみませ ん。
0:35:42	他に。
0:35:44	列が2列に分かれてるのってこれどういう理由でしたっけすみません。
0:35:51	これふたパターンあるってことか。
0:35:58	これ、
0:35:59	保管が2列に分かれてるのはこのふたパターンをやりますよってそうい うことでしたっけ。
0:36:10	配給商品部の原です。10ページの方の保管が今、利率に分かれてい るのは、
0:36:17	法の
0:36:19	今、はい、電気のハラ消化と。
0:36:24	福井企画での保管の禁止という、
0:36:28	パターンもありますし、
0:36:31	自動車、ハロンの消火装置がある部分についても、6メートルの範囲内 については、原則保管禁止というふうな、
0:36:40	扱いになるというパターン分けでにですね、書き分けさせていただいて おります。
0:36:48	わかります。
0:36:49	使い分けはわかったんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:53	表、表だけ見るとわからないってところですかね。特に隣の一時持ち込みなんかはそうですね。なおのこと、これ全く同じ記載が二つに分かれていてこれなんでっていうふうになっちゃうので、
0:37:09	ちょっと表の記載ワー
0:37:11	もう少し整理いただいてもいいのかなとは感じました。
0:37:16	すいません 10 ページの一時持ち込みに関しましては、2、二つに分かれているのは、感知消火のところ、手動での消火に期待するか。
0:37:27	自動での消火に期待する場合と書き分けさせていただいております。
0:37:32	すみません、若干見落としてました。多分これも使い分け同じなわけですよ、ハロンがあるかないかっていうのはORですよ多分。
0:37:40	そういう意味でいう等、
0:37:43	終わって言うことさえわかればいいのか。
0:37:51	10 ページに関してはあくまで概要としてこういったものをしていきますという、おおよその分類させていただいております、詳細については 21 の方、
0:38:03	参照していただいて、ちょっと説明したいと考えております。
0:38:09	はい。規制庁西内です。
0:38:11	そうですねいや、
0:38:15	そういう意味で言うのですねここ概要なんですよ。で、
0:38:19	7 ページの基本設計方針とちょっと比較して欲しいんですけどね。
0:38:27	例えば箱を、
0:38:32	越冬
0:38:33	はまず保管の方の話でいうとですよ。
0:38:37	6 メーターの範囲内には原則保管しませんよっていう話は書いてますけど、
0:38:46	そっか加えてだからいいのか、だからこれを書いてわかりましたけど、結局だからいいのか。
0:38:52	逆に言うと、一時持ち込みの方が、
0:38:58	手動か自動化っていうのが、
0:39:02	基本設計方針上だと別に特定はしてないわけですよ。
0:39:10	はい九州電力のあれすいません。確かに 7 ページの、はい。基本方針の確保の中では、消火、
0:39:23	設備については、その設定増加自動化といった場合分けについては、
0:39:29	記載されておられません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:31	はい、そう。わかりました。ちょっとあれですね概要レベルっていうことであればまずはしっかり基本設計方針を、一々の設計を説明したものとして書いた方が、何かまだ理解ができるかなっていうところですかね。
0:39:51	はい承知しました 10 ページの右下の表については、7 ページの基本方針、
0:39:58	基本の方針の部分の概要。
0:40:02	を記載するように、ちょっと記載の適正化をしたいと思います。
0:40:09	はい。規制庁西内です。
0:40:12	そうですね。
0:40:16	そうですね。21 ページの方が具体化した設計用基本設計方針に基づく具体的な設計を記載するとこんな感じですよっていうそれは理解できるので、
0:40:26	概要レベルではちょっとまず基本設計方針に書いてる内容こういうことですよっていうのを説明いただくっていうことをしっかり確認したいなっていうところですかね。
0:40:40	で、はい。九州の羽田です。失礼しました。
0:40:43	はい。規制庁西内です。その上でちょっとこれは資料中なんですけど、
0:40:49	許可との整合性が先に来るのか、結局この 7 ページ、
0:40:55	目までだと、文章でしか説明がないんですよ、要は今回の設計内容申請概要っていうもの。
0:41:02	やろうとして設計内容が文章でしかなくて、なかなか理解がしづらいんですよ。
0:41:07	さっきの許可との整合性の中で要は、今回工認でやる理由。
0:41:14	ていう話をちょっと明確に事実関係を整理して欲しいって話をしましたけども、
0:41:19	多分それ整理するにあたって、具体的な設計内容が先に多分来た方が、場合によってはちょっとその繋がり説明の順番というのが、スムーズなのかなという気もするので、
0:41:30	ちょっとパワポの順番はちょっと適時検討再検討いただけてもいい、いいですか。
0:41:38	はい九州の湯原です現在 8 ページに記載させていただいて、
0:41:43	内容について、また説明の段取りを
0:41:47	考えて、順番の方は検討させていただきます。ありがとうございます。
0:41:52	はい。規制庁西内ですあくまで 10 ページでタイトルにもあるように基本設計方針の具体的な内容を記載しているっていうものだと思うので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	そういう意味であればそこでつなげてもらった方がわかりやすいのかなっていう気はしました。
0:42:12	出続けちゃいますけども、
0:42:29	ちょっと 10、
0:42:30	ところについて、
0:42:32	今西内から話があった表の話とかも含めて、
0:42:37	すいませんちょっと確認しておきたいんですけども。
0:42:41	まず右下の箱の表のところなんですけども、(ハ)の部分については、結局詳細な話は、21 ページに飛ぶっていうことは、
0:42:52	関係性を明記していただく対応っていうのはしていただけるってことでよかったですでしょうか。
0:43:02	やっぱり九州電力原です。承知しました。10 ページの表については、詳細をさらに 21 ページで、参照するように紐付けを記載を追加したいと思います。
0:43:16	火災対策室の齊藤です。
0:43:18	その部分よろしく願いますその上でですね書き方の話として、
0:43:25	移行露光とそれから右側の箱同等ですよってことを多分整理されるためにこの表があると思ってるんですけども 1 個、録音のところを見ると、
0:43:35	感知消火のところは感知プラス自動消火っていうふうに書いてあるわけですね。で、
0:43:40	なので基本的には、自動消火があっても実際には全域ハロンのところで手動消火の話があるんで、そうしたところは、人の
0:43:50	例えば一時持ち込みとかのところであれば補監視しているから、程度紹介でも成立するんですよっていうのが多分概要的な話でそういうのが多分同等というような、
0:44:03	説明の順番になるのかなと思うんですけども何か少しですね表現が、
0:44:09	何ですかね 21 ページのところは詳細に書いてあるんでりそこまで行けばいけるんですけども 10 ページのところは先ほどの 7 ページのところと合わせて、そこをつなぐところなので、そうした部分を含めてちょっと表現ぶりを整理して理解しやすいようにしていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:44:31	はい。九州電力の花田です。はい。表現について検討させていただきます。ありがとうございます。
0:44:38	はい。火災対策室の齋藤です。あと最後もう 1 点なんですけどその上のわかりやすくイメージ図を書いていたいたる右側の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:48	イロハの
0:44:51	の部分なんですけれども、
0:44:53	ロとハについては、固定化債権からその防護対象ケーブルを敷設する電線管等に対して、火災の影響がないようにしますよってという話だというのは、そこはそこで理解は、
0:45:07	この図で理解できるんですけど。
0:45:10	イの部分なん。
0:45:13	矢印ってこの方向でよかった。
0:45:17	のために確認をしたかったんですけど。
0:45:19	要は、IAEA、
0:45:22	対象ケーブル、防護対象系列のケーブルを敷設する電線化を守るようにするために、
0:45:30	ということで、土呂とは固定火災持ち込み可燃物ってということなんですけど、この相違するケーブルを敷設する電線管、
0:45:39	の火災から防護対象ケーブルを敷設する電線管等への火災っていうふうにとるんじゃなくて防護対象系列のケーブルを敷設する電線管が燃えたときに相違する。
0:45:50	防護対象ケーブルじゃない方を守る電線化っていうそういう意味でよかったんでしたっけ。すいませんその部分は、水がちょっと混乱してしまったんでもう一度教えていただければと思います。
0:46:03	はい。九州電力の原です。10 ページ右上の図の(イ)コウノ矢印については、こちらの図で書かせていただいている通り、青野電線管で発生した
0:46:15	火災が相違する、緑の電線管の方に影響を及ぼさないために、過去以降の対策を実施する。
0:46:25	と考えております。
0:46:30	はい火災対策室の齋です。すいません私の多分理解の問題だけだと思ってるんですいませんもう一度全体を見直しながら、また考えます。はい。ありがとうございます。まずはとりあえず以上です。
0:46:55	規制庁西内です。少しだけお待ちください。
0:47:02	規制庁西内です。
0:47:05	ちょっと今話上がった点はあるのでちょっとここでもう少し具体的な話確認していきたいんですけど。
0:47:15	一番最後に齋藤室長から話があったこの(イ)の矢印の向きなんですけどね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:24	一番最後の方で防護対象系列の選定の考え方を、
0:47:29	示してもらってますよね。
0:47:32	32 ページですか。
0:47:38	32 ページのところでは防護対象系列っていうのは少なくとも一つの系統施工パスを、
0:47:45	確保するために選定すると、具体的には 33 ページのところでは、
0:47:49	わかりやすいところでは、下⑤のサポート機能のところを、ちょっと話をすると、
0:47:57	今回で言うとB系の方の電線管が防護対象になるわけですよね。
0:48:02	A系がもう一方のっていうふうはこの⑤のサポート機能のところでは、
0:48:08	そういうふうになると思うんですけど、
0:48:10	それを踏まえて、
0:48:16	10 ページの方の説明にさっきの確認をしたいんですけど、
0:48:18	矢印の向きって何か、
0:48:21	これやっぱこの向きなんでしたっけ。
0:48:21	要はさっき 33 ページの⑤で言うところのB系が 10 ページでいうところの青い方になるんですよね。
0:48:32	緑の方がA系の方になるっていうふうに理解してるんですけど。
0:48:37	順番って本当にこれでいいんですっけ。
0:48:41	ちょっとそこが何か若干理解が私違うんですけどっていうところの確認をちょっとしそこを改めてしっかり確認いただいて、
0:48:49	もういいですか。
0:48:51	確認してちょっと事実関係整理して説明いただいてもいいですか。
0:48:59	はい拝承しました。すみませんこの部分。
0:49:03	記載がもっとわかりやすくなるように記載を充実化して、整理してご説明したいと思います。
0:49:15	はい。
0:49:17	一応今私の理解ですけど、33 ページの方の説明見る限りは、
0:49:22	このBサポート系でいうと、このB系の、
0:49:27	電線管が、
0:49:29	もらえないといけないんですよね。だからB系の電線管がほかと区分されてなきゃいけないんですよね。
0:49:38	意味でいうと、
0:49:41	矢印の向き、やっぱり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	逆なんじゃないかなっていうふうにちょっと 33 ページ目の方のお話を聞いて合わせてみると、なんかそう理解できたんですけど。
0:49:53	認識にそこがあるかどうかも含めてちょっと事実関係確認、整理いただいてもいいですか。さっきの回答だと何か若干、私の認識とは若干そこがあるので、少しもう少しその部分を整理をして説明をいただきたいんですけど。
0:50:06	必要があれば資料修正いただいて説明いただければと思いますがよろしいでしょうか。
0:50:14	はい電力ハラです。はい。整理して、改めてご説明させていただきたいと思います。
0:50:20	はい。規制庁西内です。
0:50:23	ていうのが 1 点とあともう少し具体的な話、隔壁の方も 1 回戻りますけど、
0:50:28	衛藤。
0:50:29	まず掛け金のところさっき私の方から作業員による監視とあと保管禁止っていう二つが各平均のところの欄に入るのかっていう 21 ページの整合性のお話で、
0:50:39	ちょっと確認をしましたけど、
0:50:41	まずちょっと、ちょっとその意味合いだけもう少し確認したいんですけどね。
0:50:46	作業員による監視＝隔壁と思っているかっていうと、
0:50:51	若干言葉遊びかもしれないですけど、
0:50:55	もう少し正確な設計として言うのであれば、
0:50:59	作業員により監視することで、速やかにそのあとの感知消火に移れるわけですよ。
0:51:06	だから隔壁を不要とする設計っていうそういう意味合いなのかなあと思ってるんですけど。
0:51:14	要は隔壁としてあるのかないのかっていうとどっちかというとなら隔壁を不要とする設計として、作業員による監視とか徹底するんですけどってそういう理解をしてるんですけど。
0:51:27	認識にそこあります
0:51:29	九州電力あれです。ご認識の通り、
0:51:34	1 時間や 3 時間の耐火隔壁を用意する必要性なくなるという。
0:51:42	意味合いで作業員の関心というふうに書かせていただいております。次に、というふうに記載をまねくものとなっております。主、
0:51:54	また適正化したいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:57	はい。規制庁西内です。
0:52:00	そうですねちょっと
0:52:03	バーは多分館バー。
0:52:06	何かイメージ的には不要とする設計なんであれば、バーとした上で、その場でいい理由としてそういうものが出てくるっていうことであればそういうふうに記載を充実いただければよりいいのかなっていう気はしました。
0:52:20	多分、聞いている限りそういう設計というふうになんか私聞こえたんですけど何か認識がちょっとずれてます。大丈夫ですかね。
0:52:27	1種類です。ご認識の通りです。記載については、バーでミズタ等については、鷲尾委員の監視により、
0:52:40	掛けキーフ不要となるといった感じの補足くうで書き書き直したいと思っております。
0:52:47	はい。規制庁西崎です。
0:52:52	はい。規制庁西内です。そういう意味でいうと、保管禁止っていう方も私同じ理解をしてるんですけど合ってます。
0:53:02	正確に言うと、6メートル範囲内での保管禁止って意味では多分6メートル。
0:53:08	離隔っていうものに相当していて、
0:53:11	それが1時間隔壁と相当の能力があるっていうそういう理解をしてるのかなっていうふうに思ったんですけど。
0:53:18	ちょっとその保管禁止の方も、今の話に照らして、隔壁として考えているのか、それとも隔壁に相当する離隔距離とかそういう考え方なのか、もしくはさっき言ったようにその不要として、
0:53:30	いるっていうそういうことなのか、多分大きく3種類なのかなっていう選択肢はっていうふうに理解をしてるんですけどそれがわかるようにちょっと、まず概要レベルでもそれがわかるようには記載いただきたいんですけども。
0:53:44	はいそれで21ページに関しては記載を充実しようと思うんですが、10ページの概要のレベルのところで、
0:53:53	すいませんこの保管禁止のところが、
0:53:59	あれ努めて、
0:54:01	すみません、運用運用で、6メートル。
0:54:05	受けた内外で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	必要、必要になるかどうかというその場合分けを、ページの段階できちり書き分ける必要がある。
0:54:16	ということでしょうか。
0:54:17	この 21 ページの段階で書きわけではなく 10 ページの段階からその書き分けを綺麗にしておく必要があるということでしょうか。
0:54:32	えっとですね。
0:54:37	ちょっと先に聞いておくと、
0:54:42	概略というか要は、ここで 1 回全体像はまず説明されてるって理解でいいんですけど。
0:54:51	10 ページ目で。
0:54:53	はい。
0:54:53	10 ページに関してははい。事項の詳細を説明する上で、わかりやすくなるように、概略を入れさせていただいて示した。
0:55:03	規制庁西内です。概略っておっしゃってるのは主要な部分は書いてるってそういう理解でいいんですよ。
0:55:12	はい細かい場合は系を除いて、主にやらなければいけない主要な部分を書かせていただいているというつもりです。はい。規制庁西内です。そういう意味でいうと、
0:55:24	6 メーター範囲外に対しては、主要な部分としてとらえているのか取られてないのかっていうとどういう整理なのかっていうのを少しもう少し認識を確認したいんですけどね。
0:55:35	要は、6 メーター範囲外。
0:55:38	の保管、
0:55:39	に対しての設計っていうものは、今回の系統分離対策の中で必要な設計なのかどうかという認識を確認したいんですけど、必要な設計だったら概要にちゃんと出てくるべきだと思いますですね要は記載量はあと。
0:55:54	センスとしては出てくるべきなのかなっていう気もするんですけど。
0:55:58	それはどういうふうにお考えっていうことなんでしたっけ。
0:56:07	すみません次ページの段階でご説明するのは、すみません、7 ページの段階、7 ページの基本的方針の、
0:56:17	話からの流れになりますので、今のところその 6 メーターの内、内のイケダ内の対応。
0:56:27	の保管禁止というのを、この 10 ページ段階では書けばいいと考えておりまして 6 メーター外の、その 6 メーター自体の距離が 1 時間耐火に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:37	相当するというのは、すみません、主要な部分ではないかと今考えて、記載を抜いておりました。
0:56:48	はい。規制庁西内です。
0:56:53	なのでどっちにしてもだからわかりました。現状はわかったので、
0:56:59	6メーター範囲外の話は1回置いとくにしても、その上で、さっき僕が言いたかったのはどっちかっていうと範囲内外を変えて欲しいというよりかは、単純に
0:57:09	6メーター内を保管禁止にする理由として、
0:57:13	結局それは隔壁としてどういうふうを考えてそういう設計にしたんですたっけっていうところを、さっき言った三種類が選択肢なのかなと思って書いて欲しいってそういうことだったんですけど。
0:57:25	要は、
0:57:27	21ページ目の方を見ると、6メーター離隔っていうのが1時間隔壁に相当するっていうふうを考えてるわけですね。
0:57:35	だからこの保管の欄の他の禁止っていうところにも多分あの隔壁としてちゃんと説明をして欲しいっていうそういうことなんですけど。
0:57:45	承知しましたはい。現在保管禁止と書いているところが、これによって確率が不要と考えているのか、掛け金相当するのか等の
0:57:58	3パターンについてのどれに該当するのかっていうのを、21ページの方では、記載を、
0:58:05	詳細化させていただきます。また10ページの方についても極力、同じような内容を記載できるようにしたいと思います。
0:58:16	はい。ごめんなさいね規制庁ニシウチですアノ別に同じ内容をかけて話じゃなくて、
0:58:22	さっきさっき言ったように、別に概要としては今基本設計方針に書いてる内容が概要だと思ってるんでそれを書きたいですってそれは理解できたので、
0:58:30	その上で、この隔壁の欄の書き方だけ、隔壁二相隔壁なのか、
0:58:37	隔壁に相当する何かをや何かをや何かを要する設計としているのか、不要と設置する設計なのかっていう3パターンなのかなと思ったので、その3パターンのどれかがわかるように明確に書いておいていただければという趣旨だけのコメントです。
0:58:53	はい、承知しました。ありがとうございます。
0:58:56	はい。
0:58:57	規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:00	そういう意味で基本設計方針の内容を書きたいのであればさっきの一時持ち込みの話を何か書き分けるの掛けわけないのかも含めてちょっと目整理してここの記載を充実した整理をいただければと思います。
0:59:12	よろしいですかね。
0:59:17	はい。九州電力原です。はい、拝承しました。
0:59:21	はい。規制庁西内です。ちょっとすでにもうここで聞いておきたいんですけど、(イ)の系統分離の部分の話で、感知消火の部分なんですけどね。
0:59:36	7 ページとか 12 ページのところとかでも少し説明をいただいたんですけど、
0:59:41	もう少し言うと 13 ページか 13 ページのところですかね。
0:59:47	耐火シールスルーって話。これは要は
0:59:52	今回やろうとしている火災防護対象ケーブルにはすべてこの耐火シールを施工スルー設計をしようとしているっていいんでしたっけ。
1:00:06	はい。九州電力の原です。はい、ご認識の通りです。
1:00:12	はい、わかりました。藤。
1:00:14	はい。11 ページでちょっと数 10 ページ一旦終わって 11 ページの方に行きます。
1:00:25	11 ページは、ちょっとこれすいません見方の問題だけなんですけどね。
1:00:33	この現状って一番左にあって、
1:00:35	真ん中が箱を適用で右側が以降 6 を適用じゃないですか。
1:00:41	このナカ箱とイコールコウノナカ。
1:00:44	配置順番。
1:00:46	で、何か意味があるんでしたっけ。要は、
1:00:53	結局こっつて 1 ポツ目の文章にも書いてもらってますけど、現状に対して、功労工を施工しようと思うとこうなる。それに対しては功労高はこういうふうになるので早期に見込めるっていうそういう流れなのかなって理解したんですけど。
1:01:09	そうすると何か現状の次に、功労高適用で最後に把握を適用っていう流れの方が何か、視覚的に入ってきやすいって思っただけなんですけど何か意図があるんでしたっけこの順番って。
1:01:24	はい。九州電力の原です。現在のところ、最終的には、6 を 2、
1:01:31	の状態に現場の方をですね、自主的に工事していきたいと考えておまして、ステップ的には現状から箱を一旦適用して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:42	医療法の適用の部分をつやしていくというつもりで、ちょっとこの順番に並べさせていただいてたんですが、確かに、
1:01:53	ご提案いただいた通りちょっと色高に比べて、加工が少ないという説明の仕方であれば、おっしゃるように色高の方が真ん中にある方が、
1:02:03	そうですね。説明のしやすさが違うと思いますので、一度ここ記載については、修正したいと思います。
1:02:16	規制庁西内ですけど何かすみません最初のワードを聞くと、これ説明したい。パワポが何か文章と整合してないという理解を受けたんですけど。
1:02:25	これ説明したいのはここで説明したいのは、工事の順番を説明したいんですけど。
1:02:31	であればそんなコメントしてないっていう、甲斐コメント再々コメントになるんですけど。
1:02:39	はい。九州電力原です。もともとのコメントは、法人施工量が少なくなることを示して欲しいというコメントでしたので
1:02:50	確かに色コガ真ん中に来る方が、コメントの回答の図としては合っております。記載の法的追加させていただきます。
1:03:01	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:03:08	と、
1:03:11	はい。
1:03:13	これ 10 ページ目のコウノ概要を、
1:03:17	このページ、ここの分、こういうふうに図示するとこういうふうになるっていう話だと思うので、多分あれですね多分矢印の向きとかは多分 10 ページと共通だと思うので、併せてご確認いただければと思います。
1:03:33	よろしいでしょうか。
1:03:37	はい。九州電力原です。承知しました。
1:03:41	はい。
1:03:48	次 5、12 ページは特にないか。
1:03:54	そうですね。
1:03:55	13 ページもさっき確認したような話なので、OKで、
1:04:01	14 ページ 15 ページのところ 14 ページですかね、のところで、
1:04:08	系統分離対策は鉄板及び離隔による分離を優先して書いてもらって 2 段落目なんですけど、
1:04:18	コメントで言うところの 32 番ですかね。
1:04:26	何でユースなんで鉄板と離隔による分離を優先するんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:34	为什么呢。
1:04:37	谷江藤鉄板＋離隔を優先した方が工事の施工量が少なくなると判断しておりますのでより早く技術基準に適合した状態に、
1:04:50	改善できますので、
1:04:52	鉄板＋離隔の方を優先するようにしたいと考えております。
1:04:58	はい。規制庁西内です。なのでちょっと理由が書いといてもらってもいいですかってくらいですかね。
1:05:08	で、ちょっと最初にもう、施栓コウノ時の審査の花Cもあるのでちょっと先に私の認識を言っておくと、
1:05:16	さっき許可整合性のところで先行の審査実績、
1:05:20	もうちょっとご覧なってますかって確認をしたと思うんですけど。
1:05:23	先行の時は、現場の状況に即した詳細設計。
1:05:29	ていような説明を受けてたんですよ少なくとも私はそう理解してるんですけど。
1:05:35	だから、現場の状況、要は具体的に火災区域区画内の設備構成とかルートとか、そういったものって詳細設計の段階で固まるので、
1:05:44	そういった状況を加味すると基本設計方針、基本設計段階の許可じゃなくて詳細設計段階の工認で申請が出てきてそれを審査したっていう私はそういう認識をしますと。
1:05:56	ていところで多分いろんなところに多分繋がってくる話だと思うんですよ。
1:06:00	今回の設計っていう思想設計思想設計内容っていうのは、
1:06:05	なのでちょっと
1:06:07	そういう意味で前回私が今回、
1:06:13	の申請の理由、一番最初の2ページ目でも記載いただきましたけどね。
1:06:19	それを充実して欲しいっていうふうにした理由は、許可整合だとか、今回のこの何を優先するのかとか、そういったいろんなところに多分関連する話だと私は理解してたので、
1:06:30	そういうふうの説明を事実関係を整理して欲しいというふうにお願いしたものでした。
1:06:37	ていところで、関連性があるかないかも含めて九州電力の方で再度ご確認はいただきたいんですが整理をいただきたいんですけども、少なくともこの14ページ優先する理由は明確に記載いただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:55	はい。九州電力原です。はい。承知しました。対応します。
1:07:00	はい。
1:07:06	続けて、
1:07:11	16 ページですね、
1:07:14	いや、16 ページ一番最後にするか、
1:07:18	19 ページ、すいませんいきます。
1:07:24	1 回ちょっとコメント回答部分だけさっと流しちゃいますけども、
1:07:27	19 ページ保管等一時持ち込みの違いなんですけど、概略は理解できましたので、そういう意味で言うと 30。コメントNo.の 34。
1:07:38	のお話に絡むんですけど、この 19 ページの一時持ち込みの 2 段落目、
1:07:43	4 行目のところで、
1:07:46	優先度が低いものって書いてもらってるじゃないですか。
1:07:53	衛藤。
1:07:57	優先度を聞いたというより、コメント、確認事項のところにも書いてもらってますけどね、全員規範の有無に応じて運用に差があるのかどうなのかってところなんですけど。
1:08:08	まず差があるんですけどつけないんですけど。
1:08:15	一時持ち込みに関しては、まず、作業者による監視と。
1:08:21	消火というのが、
1:08:25	主な方法になりますんで
1:08:30	FAROの有無によってその主たるところの
1:08:35	運用が変わるものではありません。あくまで、貼るん消火装置も使えるのであれば使うというのが、
1:08:42	まずはスタンスになります。
1:08:45	はい。規制庁西内です。使えるのであればってところの理由ももう少しなんですけどね。要は今回の系統分離に何をしなきゃいけないと思っているのかってところをちょっと、
1:08:57	確認をしたいんですけど、九州電力の設計内容。
1:09:02	この全域ハロン消火設備も、
1:09:05	期待する設計なんですけど、今回の系統分離対策として、
1:09:10	それとは別にそこには期待しなくてあればいいくらいの話、初起動すればいいくらいな話で、基本的にはその一時持ち込みスルー者が、
1:09:20	の監視を行いしっかり消火活動をすることに期待するんですけど。
1:09:26	ちょっとそこだけで達成しようとしてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	すいません。はい。一時持ち込みに関しましては、はい。反射による、菅野辺作業者による感知消火を、
1:09:46	期待しております。
1:09:49	もう少し明確に回答が欲しいんですけど、それはわかったんですよ。それは多分、絶対粗相なんだろうなってのわかるんですよ。全域ハロンってマストなんですか、どうなんですかっていうところだけなんです。そこなんですけどね。
1:10:04	いえ、マストではありません。
1:10:07	ていうことをですね、優先度が低いものっていう表現が、それだとちょっと読み取れなかったのでもっと確認をさせていただいたというところでした。少しちょっと資料は誤解与えないようにちょっと充実いただいた適正化いただいてもいいですか。
1:10:25	要はですね優先度が低いものと言われると、優先度が低いけど期待をしているっていうことに聞こえるんですよ。粗相も聞こえるんですよ。
1:10:36	期待してないんですよ適合性のに必要なパーツとしては、
1:10:45	はい。おっしゃる通り期待期待しているというのはちょっと、
1:10:50	そこがありますので、
1:10:52	記載の適正化をしたいと思います。
1:10:57	はい。規制庁西内です。で、一時持ち込みは多分そういうことなのかなとわかったので次にちょっと今一時持ち込みにはハロンは期待しないっていうふうな話だと私は理解できたんですけど。
1:11:10	他の方にはハロンを期待するっていうことでいいんですけど、全域版は。
1:11:23	すいません九州電力荒です。一井持ち込み以外の現場の固定化白湯や保管に関しては、配膳 1 班による評価を期待しております。
1:12:19	すいません九州電力の原です。すいません先ほどの言い方が少し誤解を招くものだったのでして訂正させてください。全域ハロン消火装置に関して、消火に、
1:12:33	消火能力に期待するものについては、21 ページに書かせていただいております通り、それぞれ払う消火措置がある箇所については、
1:12:46	これも償還。
1:12:47	による、年春による評価装置を、消火機能を期待しております。
1:12:55	はい。
1:14:57	ごめんなさい、マイク入ってなかったですすみません。
1:14:59	衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:02	どこから入ってないんだろうな。21 ページ農全域ハラの自動消火なしのところなんですけど、
1:15:12	1 個ずつ確認しますねすみません一時持ち込みの全域ハロン自動消火なしの左の列のところ、作業員による監視っていうところの隔壁の話はこれ先ほどお話した通りで、
1:15:24	監視を常時して、何か火災が発生した速やかに感知消火をするっていうことで各影響不要とする設計。
1:15:34	もうちょっと正確に言うと電線管っていうところに敷設されているっていう各駅は現状あって、それに追加での特段の隔壁っていうものは施工しない設計ってそういう意図なのかなというふうに理解をしてるんですけど。
1:15:46	感知消火のところをもう少し確認をします。
1:15:49	まず、左側の列で火災感知プラスっていう、自動、手動消火なんですけど、この火災、
1:15:57	値っていうのは、これ作業員が感知するよってそういう理解でいいんですしたっけ。
1:16:09	すみません 20、九州電力の原です。21 ページの一時持ち込みのハンチ評価に関しましては、今書かせていただいている随時株の、
1:16:20	自動消火や、自動消火に関してはこれは、反証か措置がつか、使えるならば使うという、
1:16:27	話ですて、先ほどご指摘を受けた通り、19 ページの方の、
1:16:34	説明で、いや、言わせていただいた通り、まずは安置車による感知、すみません作業員による感知と、
1:16:45	機長書き等による消火活動というのが、
1:16:49	してその上で、すみません括弧書きというか使えるのであれば、エリアの感知、火災感知器による感知や、ハロン消火装置による消火も行うという。
1:17:03	というような記載になりますので、ちょっと、
1:17:05	すみません今の 21 ページの書き方ですとハラの消火装置の方が、主の河西管団地評価に見える記載となっておりますこちらの方は、
1:17:16	全面的に修正させていただきたいと思います。
1:17:20	はい。規制庁西内ですわかりました。ちょっともう少し今のうちに確認をしておきたいんですけど、
1:17:28	使えるのであれば全域ハロンっておっしゃってるじゃないですか。
1:17:32	それって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:35	持ち込み作業によるルール火災感知消火活動、これ要は持ち込むときに、事前に感知消火ってこういうふうにするよっていう所、どっちかっていうと菅ちゃんは見るだけなのでね。
1:17:49	消火活動をこういうふうにやりましょうねって話をすることになると思うんですけど。
1:17:54	その中で、
1:17:55	使えるのであればハロンも入ってそういうようなイメージですか。
1:18:03	要は別の話をしたいのか、持ち込み作業による火災感知消火活動の中で使えるのであればハロン消火設備の時手動起動っていうのも選択肢に上がるってそういうことを言いたいのか。
1:18:17	ちょっと別のプラスアルファの設計プラスお話をしたいのか。
1:18:21	それがちょっとまだわからなかったんですけど。
1:18:24	どっちのイメージですかね今話されてるのは、
1:18:31	はい九州電力の原です。プラスアルファの話になります。作業による監視、感知評価というのが、
1:18:41	主な話で、
1:18:45	先ほど言われた後者のように、
1:18:49	作業が使える状況であれば、fonfunによる消火装置というの、期日少々お待ちください。
1:19:00	整理して説明いただければいいですよ、今の話を。
1:19:04	何か今の説明を聞く限りなんかあまりまだ整理がうまくできてないのかなっていう気もしたので、
1:19:12	あ、すみません、作業の方で、感知をした際について、例えばの話ですが中央制御室の方に連絡をしてこの企画で、
1:19:23	火災が起きているのでハラを児童書、ハロンを起動させてくださいというふうな、
1:19:29	連絡secをすればハロン消火装置も使えるようになります沿い、それはあくまでプラスアルファの、
1:19:36	ショウガン、
1:19:38	としての機能を期待しております、主となるのは、何度も繰り返しになりますが、まずは作業が、
1:19:47	評価するというのが主になります。こちらちょっと喜多伊井の方、
1:19:52	生きてパスしていきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:55	規制庁西内ですけど、適正化するのはして欲しいんですけどちょっとまず考えていることがよくわかんなくてですね、そのプラスアルファって何ですかというのがよくわかんなくて、
1:20:05	そのプラスアルファっていうのは、持ち込み作業による消火活動ができなかった場合のプラスアルファみたいってことですか。
1:20:15	できなくいい場合を何か想定して、
1:20:20	消火活動が何らかの輸入できなかった時にはこのハロン消火設備の活動するっていうことなのであればそこまで想定しての設計なのであれば、プラスアルファというかマストの内容ですよ。
1:20:30	なんかそれを説明したい理由がよくわからないんですよ。
1:20:33	だから最初っからハラの消火設備で、
1:20:36	手動消火するように中操に連絡するっていう消火活動でも何か成り立つ気もするんですけど、何か九州電力が考えてる設計がよくわかんないっていうのが今端的な状況で、
1:20:49	とにかく我々、私が今確認したいのは、
1:20:54	適合性に必要な設計、運用として、
1:20:59	誰が何をどこまでするのか、っていうことを明確にしてくれればそれで結構です。
1:21:04	もう単純な話なんですけど、
1:21:08	はい。九州電力原です。すみませんこちらきちんと整理してから、改めてご説明させていただきたいと思います。はい。規制庁西内ですけど。
1:21:18	多分いろんなヒアリングの場面でよくあるんですけど、これもやります、あれもやります、こんなこともやりますっていうのは、
1:21:25	それは設計ではなくて、
1:21:28	何か、
1:21:29	ちゃんとそこで最終的に運用手順に落としていく以上は、何をしない、誰が何をどこまでしなきゃいけないのかっていうことを明確にしないと、
1:21:38	当然その先にはつながんないっていうふうに思っていて、
1:21:42	いろんなことあります。だから大丈夫ですっていうのではちょっと事実関係がわからない適合性の確認に必要な事実関係がよく整理できてないっていうふうになんか私は現状理解していて、
1:21:52	そこをしっかりと整理をいただくっていうところをまずお願いしたいんですけど。
1:21:58	はい、承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:00	はい。まず一時持ち込みの全域ハロン自動消火なしのところはそういうところをしっかりと充実整理をいただいていたきたいということですよ、
1:22:08	次に全域ハラの自動消火ありの方なんですけどね。
1:22:13	作業による感謝崎田も同じなんですよね。
1:22:17	感知消火のところと言うと、これも多分同じなん。
1:22:22	です、同じなのか。
1:22:25	水平 6 メーター範囲内は、
1:22:32	自動消火に期待するってことなんですかね。
1:22:41	はい。知念加賀です。はい。水平 6 メーター範囲内であれば、自動消火装置が感知して起動できる。
1:22:52	いうようになりますので、すいません。そういった、
1:22:56	電気春の自動消火装置に期待できる環境であるというふうに、
1:23:01	認識しております。6 メーター範囲内であれば、自動消火、
1:23:07	に期待できるというふうに、
1:23:09	考えております。は、繰り返しになりますが、あくまで作業作業による、
1:23:16	消火というのが趣旨ではあるんですが、6 メーター範囲内であれば、自動消火に期待できる。
1:23:26	繰り返しなんですけど、同じことを聞くっていう、同じことをお願いしてもいいですか。
1:23:33	はい。
1:23:36	はい藤菅田議員。
1:23:39	僕が確認したいことはご理解いただけますかね。
1:23:44	はい。設計として度の安全にも期待するという言い方は、すみません、適当ではないということで、こちらもはい。きちんと整理して改めて、
1:23:55	ご回答したいと思います。
1:23:57	はい。規制庁西内ですけど、両方に期待するっていう設計っていうのはそれはそれで理解はできるんですけど、その場合にはそれらがどういう関係にあるのか、要は、
1:24:08	片方が主で、それがつぶれたときの代替手段なのか、両方並行的に走るのか、いろいろあるわけですねやり方は、両方期待するのであればその両方の関係性まで含めて説明いただかないと理解ができないっていうそういうことですね。
1:24:21	別に両方に期待するなど言ってるわけではないということをしっかりちょっとご認識ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:28	はい、承知しました。はい。でもちょっと確認しますね。
1:24:36	ここの、この今の全域ハロン自動消火設備の6メートル範囲内に関して、
1:24:44	10ページ目の概要の一行老コウノ法の左側とちょっと比べて欲しいんですけど。
1:24:55	10ページ目の概要のところで功労コウノ左側がありますよね。
1:25:00	それと比べて欲しいんですけどね。
1:25:04	以降は、3時間隔壁あるのであれば官庁が不要だよって言うてますよね。
1:25:10	で、動向は、1時間隔壁に加えて感知自動消火を求めているんですよ。
1:25:16	今回、
1:25:17	それを踏まえた上で、
1:25:19	21ページ目に行きたいんですけどね。
1:25:23	全域ハロン自動証拠ありの6メートル範囲内の方を、
1:25:28	を確認したいんですけど、
1:25:31	これって、
1:25:32	隔壁内感知自動消火っていう状況ですよ。
1:25:36	単純に考えたら何か同等水準って、何かちょっとよくわからなかったんですけど。
1:25:44	確認したいことってわかります。僕が、
1:25:55	もうちょっとわかりやすく言うと同行と比較するとですよ、1時間隔壁と感知自動消火っていう組み合わせですよ。
1:26:04	21ページの方は、
1:26:06	作業員による監視により隔壁を不要とするっていうのは要は速やかに感知消火に打つ、作業員による干渉することで、速やかに感知消火に移るからっていうことなのかなっていうふうに理解するんですけど。
1:26:21	そうすると、
1:26:23	今21ページ目上だと、作業員による感知消火活動が書いてないんですよ。21ページ目は、さっきアノにもにも期待するっていうふうにおっしゃってたワードかもしれないんですけど、
1:26:37	今ちょっとそういった比較の観点も含めて、この新アノ適合性に必要なものとして何が必要だと思っているのかっていうところはしっかり整理をして、改めて事実関係を説明いたしたいんですけど。
1:26:49	よろしいですか。
1:26:53	はい。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:57	感知消火の部分で
1:27:01	作業者の感知消火、感知消火はどのように、
1:27:05	該当するのか、以降 6 項、
1:27:09	比較して、どういうふうにな扱いになるのかというのをきちんと整理して、平和調べてご説明させていただきたいと思います。
1:27:18	はい。規制庁西内です。
1:27:22	そうですね。
1:27:23	さっきも私言ったように、別に両方使うなど言ってるわけではないということはしっかりご理解をいただきたいんですけど。
1:27:32	はい。そこら辺をちょっとよく、事実関係整理してくださいちょっとこのこら辺がですね一番特に波高がですね一番九州電力の設計がよくわからないところなんですよね。
1:27:42	6 項までは概ね移行と 6 は概ね理解できるんですけど、
1:27:47	というところをですね、他の列も同じことを確認したいので、同じように整理いただきたいんですけどよろしいですか。
1:27:56	同じ話を繰り返すことになるんですけど。
1:27:59	はい。21 ページの記載ペーパー的に入ります。
1:28:03	見直して説明させていただきたいと思います。はい。
1:28:07	はい。規制庁西内です。
1:28:10	よろしくお願いします。
1:28:15	もう母子全般とってください。ちょっと何をやりたいのかっていうのが本当によくわかる一番よくわからない部分なので、
1:28:23	ちょっと記載を充実、整理をしっかりしていただければと思います。ということで多分 22 ページ以降も全部同じ話でして、
1:28:31	まずその全体概要が理解できてないのでちょっと 22 ページ目以降の具体的な話、図面を出されてもですね。
1:28:38	結局、最初が決まらないと何も進まないんですよということで 22 ページ目以降は必要に応じて合わせて修正をいただくということでお願いしてもいいですか。
1:28:49	はい、承知しました。
1:28:50	はい。
1:28:51	で、
1:28:53	あとは参考の方に行きますけども、
1:28:58	33 ページです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:01	まず 32 ページ目の防護対象系列の選定の考え方っていうのは理解できましたと。
1:29:06	これちなみにあれですかねその防護対象系列っていうワードって、
1:29:11	何かどこかで決まってるんですけど。
1:29:13	一応基本設計方針には書いてもらってるんですよね。
1:29:16	若干あれですよ火災防護対象ケーブルを選定して、さらにその中から防護対象、要は火災防護対象ケーブル列と、ケーブルとしてはA系B系全部選定するんですよね。
1:29:28	その上で、B系を防護対象系列として選定するってことですよ。やりたいことは、
1:29:36	はい研修電力の荒です。ご認識の通りです。
1:29:40	ちょっと規制庁ニシウチですけど、
1:29:43	ちょっと、
1:29:46	ワードがわかりづらくなっている印象は受けましてそれぐらいですかね。
1:29:52	何か別に九州電力としては何かわかりづらくないですかね。
1:29:59	はいすみません 7 ページの方の括弧の Kou no。
1:30:03	三行目にも書かせていただいている通り、
1:30:06	互いに創立相違する系列のいずれか一方、
1:30:12	火災ケーブルを守りに行きますということで、こちらを、はい、防護対象系列と、
1:30:19	ちょっとうちの中では、書かせていただいております、
1:30:23	すみません言葉の整理としてはこのままいかせていただきたいと考えております。
1:30:41	大場さんちょっとうまく開いてなかったです九州電力の中ではちょっとちゃんと使い分けられるという理解でいいですね要は、今回の問題って、結局基本設計方針が、
1:30:50	の設計がちゃんと現場に、
1:30:52	施工されてなかったっていう問題だと思ってるんですけど。
1:30:55	そういう意味で言うと、基本設計方針をわかりやすく書くっていうのは多分結構重要なことなのかなと私は思っていて、
1:31:02	九州電力の中ではこれでしっかり書けていると思っているっていうそういう理解をすればいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:16	はい図書、少々お待ちください。はい規制庁西内です別に今この場でどうこうというわけではなくて、そうなんですっていうことではそれで結構ですし、
1:31:26	ちょっと懸念があるということであれば今後の機会に少し再検討いただければいいのかなっていう気がするそれぐらいの話話なんですけど、現状の認識だけ確認したかったぐらいの話なので
1:31:36	ちょっと時間も押してきてるのでこの件はこれ以上の回答は今日は結構です。
1:31:40	はい。
1:31:43	33 ページとしては確認したい点なんですけどね。
1:31:49	この 33 ページの①から⑥の機能ってあるじゃないですか。
1:31:55	A系とB系との関係をちょっと確認したいんですけど、
1:32:03	具体的にちょっと明確に具体的に言うと、⑤のサポート機能ってありますよね。
1:32:10	この⑤のサポート機能の、今B系を守るって言うてるじゃないですか。
1:32:18	A系はだから守らないようは死んでも、
1:32:21	AとB系が残るっていうことだと思うんですけど、これサポート機能の⑤のA系が死んだら、①から⑥の他のA系も死ぬっていう理解をしていいんでしたっけ。
1:32:36	形成力ナカです。
1:32:40	1ヶ所のA系が死んだとしても他の場所のA系と一緒に切るわけではありません。
1:32:48	規制庁西内ですなので①から⑥の中でA系B系ってそれぞれ書いてますよね。
1:32:54	①と②③②と③とかのA系というのは独立しているっていう理解でいいんでしたっけ。
1:33:04	はいそれぞれ独立して考えていただいて結構です。規制庁西内です。まず独立しているってことはわかったんですけど、ちなみにそれは、すべての火災区画においてそれ同じことがいえるって理解を、でいいんでしたっけ。
1:33:19	サポート機能って場合によっては電源とかそういうものも考えると、
1:33:23	場所によっては独立してない、要は相互に関係し合う。
1:33:28	⑤のA系が死んだ他の機能の影響も死ぬっていう火災区画もあるんじゃないかなっていう気もしたんですけど、ないっていう理解でいいんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:43	少々お待ちください。
1:34:46	そっち。九州電力の原です。先ほど
1:34:53	回答させていただいた通り、A系とB系はそれぞれ独立して、
1:34:59	すいません、各機能、①から⑥のA系とB系というのはそれぞれ独立しているものですので、どこかの、
1:35:08	例えば⑤の類型が、
1:35:12	そういうことで
1:35:15	④の池を死ぬといった、そういった状況には陥らないと考えております。すいません。質問答えていますでしょうか。
1:35:29	独立しているのか、すべての火災区画において、独立しているっていう回答と理解しました。はい、ありがとうございます。
1:35:40	現状はここDですかねちょっと
1:35:47	保管とか持ち込みのところは結局ちょっとそもそもの設計がやっぱりまだちょっと理解できてない部分があるので、ちょっと具体的な内容を今ここで聞いてもっていうところが若干あってですねえ。
1:36:00	ううん。
1:36:02	ちょっとそれを確認してからにしようかなと思います。
1:36:08	はい。結局
1:36:10	一時持ち込み保管それぞれに対して、
1:36:14	隔壁としてどういう機能も期待していて、消火、感知消火としてどういう機能を期待してて、してっていうところが固まらない限りちょっとそのあとの具体的な話をお聞きしても今しようがないかなっていう気がするので、
1:36:26	もう後戻りがないようにまずそこをしっかりとっていうところをお願いしたいんですけどよろしいですかね。
1:36:35	はい承知しました。はい。あとちょっと私から最後1点だけ確認したいんですけど補足説明資料の方、
1:36:42	具体的内容割と充実してもらっていて、ちょっと私も今全部確認はできるわけではないんですけども、1個だけ確認したいのが、
1:36:52	各火災区域区画における具体的な系統分離の図面とかっていうものは特についてないんですけど、それは何かまだつかないっていうことなんでしたっけ。
1:37:01	何か今後追加されるんでしたっけ。
1:37:12	はい九州電力の原です。図面に関しては今後追加していこうと考えております。
1:37:19	規制庁西内です。いつごろ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:49	まだ具体的なめどは立っていないってそういう理解でいいんですけど。
1:37:53	いえ。
1:37:54	すいません。
1:37:56	また、次回のヒアリングの日程等の調整もさせていただきたいと思うんですが、
1:38:03	次に安齋議会のヒアリングには図面を添付したいと考えております。
1:38:12	はい。規制庁西内ですけど。
1:38:14	図面とかはちょっと今後引き続きっていうことで理解をしたので準備ができたなら出してくださいというところで
1:38:23	一応現時点で、ちょっと私確認しておきたい点は以上なんですけど他の皆さん規制庁から皆さんから何か他に確認しておきたい点現時点でありますか。
1:38:35	火災対策室のサイトウでちょっと簡単な話を1点だけ確認させてください。参考資料の38ページの参考6って書いてある保管する持ち込みヶ月物質の、
1:38:49	管理についてっていうところの、一番下にある※1の保管される可燃性物質の例っていうところを見ててちょっと教えて欲しいんですけど。
1:39:00	もともと等保管の定義っていうのは、今の19ページを見てみると、日々農作業時に持ち出すことが困難であると。
1:39:12	というようなところが、非常に大きいというふうに理解してるんですけども、その類の例として38ページの※1の保管される可燃物の例ということで事例をずらっと挙げていただいていると思うんですね。で、
1:39:27	その中の主最初の資機材であるとか装置類であるとか測定機器であるとかそれに付随する、シート類みたいな養生シート類みたいな話は阿曾層、そういうものなんですかってのはわかるんですけど一番下にある、
1:39:43	作業区画とか安全ネットとかトラロープ類とか足場用プラスチックカバーって、これって何で作業管理、作業完了時に持ち出すことが困難なんですかっていうのをすいませんがちょっと教えていただいてもいいですか。
1:40:00	はい九州電力の原です。こちらについては例えばトラフィック。
1:40:07	いや、足早のプラスチックカバーについては、現場の実際に組んである足場の角に頭をぶつけても大丈夫なように、頭ぶつけて模型をしないようにプラスチックカバー等を現場に再つき、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:23	必要がありますので、こちら他になると考えております。同じように安全に行って、トラフィックについても、この価格に入らないように、表示等をする必要があると思いますので、こちらは
1:40:38	作業、作業のたびに、新しくテープをあるということはずに現場に保管という形で置いておくことになると考えております。
1:40:50	火災対策室の齋藤です。
1:40:54	書き方の問題だと思うんですけども、要はこれ材料ではなくって、こうした上記資機材等に付随して、必要、保管するために必要な作業区画を形成するための、
1:41:10	資機材で現場に設置されているものとそういう理解でよろしいんですか。
1:41:18	はい九州岩原です。はい、ご認識の通りです。
1:41:22	火災対策室の齋藤です。そういうふうに話を聞けば理解できるんですけども、すみませんけどちょっとこら辺、この最後の行のところ、言葉足しといってもらってもよろしいですか。
1:41:34	はいそういった旨がわかるように記載のほうを充実したいと思います。ありがとうございます。
1:41:41	火災対策室の齋藤ですよろしくお願いいたします以上です。
1:41:48	規制庁西内ですけど、規制庁側からほかに現時点で確認しておきたい点ありますか。
1:41:54	よろしいですか。
1:41:56	はい。すみませんちょっと予定のヒアリング時間ちょっとオーバーしちゃっているんで、あとスケジュール感だけ最後にちょっと確認をさせていただきたいと思います。
1:42:08	今日のヒアリングで確認した内容が共通認識を持っているかどうかについては、別途東京支社の方からまたご連絡いただく形で、
1:42:19	いただければこちらとしても内容を確認して対応しますし、適時ご連絡いただければと思います。
1:42:26	はい。最後スケジュール感ですけども、一応7月の下旬に審査会合よって本件の審査会合を予定してますので、
1:42:37	今日のヒアリングを踏まえて一部資料は数事実関係を整理いただく必要があると部分ありますので、資料を修正して一種早い段階でまたご提出をいただくということかなと思いますけども、
1:42:48	何か認識にそごとかありますか九州電力側からスケジュール感含めて何か全体としてありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:21	規制庁西内ですけど聞こえてますかね。
1:43:27	九州電力原です。すいませんお待たせしました。来週頭に改めて修正させていただいた資料を、後停止してですね、
1:43:37	必要に応じて、来週改めてヒアリングをさせていただければと思っております。日程に関しては、東京支社経由で改めて修正させてください。
1:43:50	以上です。はい。規制庁西内です。承知しました。
1:43:55	全体として九州電力側からよろしいですかね。何かありますか。
1:44:03	はい。九州電力側からありません。ありがとうございました。はい。規制庁側から何かありますかよろしいですか。
1:44:09	はい。
1:44:10	今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:44:15	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。